

(監査事務局第二課 監査結果に関する措置状況の公表 (定期監査))

監査委員公表第630号

平成30年9月4日付け監査第274号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月4日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

1 指摘事項

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・土木建築部)		
豊後高田土木事務所	平成30年4月12日から 平成30年4月13日まで 平成30年5月11日	<p>指摘事項</p> <p>市町村負担金について、土木事業に係る市町村負担金徴収事務取扱要領で定める各期日ごとに徴収せずに、全額を第3期分として一括して徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>制度や根拠規定の認識不足により、第3期にまとめて徴収したことから、担当班内で市町村負担金徴収事務取扱要領を確認し、事務処理の周知徹底を行った。</p> <p>また、当該負担金の期別徴収時期をあらかじめパソコンへスケジュール登録し、複数職員でチェックを行い、適切に徴収できるよう改めた。</p>
別府土木事務所	平成30年4月16日から 平成30年4月17日まで 平成30年5月22日	<p>指摘事項</p> <p>国から譲与を受けた廃川敷地について、長年にわたり河川法上の許可を得ないで占有している占有者に対して払下げ等の協議を十分に行っていないなど、廃川敷地の管理が不適正な事例が認められた</p> <p>措置状況</p> <p>本年3月に占有者との協議を再開したところであり、適正化に向け、今後も粘り強く協議を進める。</p>
佐伯土木事務所	平成30年4月25日から 平成30年4月26日まで 平成30年6月5日	<p>指摘事項</p> <p>港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、そ</p>

		<p>の算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>当該申請者に対して、過小徴収に至った経緯と不足分（過去5年間遡及）について追加徴収する旨を説明し、徴収を行った。港湾施設管理事務マニュアル等による職場研修を行い、適正な事務処理を周知徹底した。</p> <p>また、使用料の算定に係る根拠や確認事項をまとめた「チェックシート」を用い、複数職員が確実にチェックするよう仕組みを整えた。</p>
<p>中津土木事務所</p>	<p>平成30年5月7日から 平成30年5月8日まで 平成30年6月1日</p>	<p>指摘事項①</p> <p>港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>当該申請者に対して、過小徴収に至った経緯と不足分（過去1年3か月分遡及）について追加徴収する旨の説明を行い、早期の徴収に努めている。港湾施設管理事務マニュアル等による職場研修を行い、適正な事務処理を周知徹底した。</p> <p>また、使用料の算定に係る根拠や確認事項をまとめた「チェックシート」を用い、複数職員が確実にチェックするよう仕組みを整えた。</p> <p>指摘事項②</p> <p>港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定・徴収していないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>債権管理簿について、所属独自様式から大分県債権管理規則の様式に改めた。未発付の督促状については、発付を行なった。</p> <p>また、未徴収の確定延滞金については、金額を算定し、滞納者へ通知を行い、徴収を行った。定期的に複数職員で債権管理簿</p>

	を確認し、督促や延滞金徴収などの進捗を含めた情報共有を行うことで適切な債権管理事務を徹底した。
--	---

2 注意事項

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県東部振興局	平成30年5月16日から 平成30年5月18日まで 平成30年6月15日	<p>注意事項①</p> <p>E T Cカードの管理について、カードを紛失した場合は、具体的な再発防止策を記載した所属長の意見書を添えて、知事に事故報告書を提出するよう定められているが、カードを紛失したにもかかわらず事故報告書を提出しておらず、具体的な再発防止策も検討していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>平成30年6月4日に事故報告書を提出した。再発防止として、職員に対し、局内部長会議等でE T Cカード管理の徹底を促すとともに、紛失時の処理の徹底を図った。</p>
		<p>注意事項②</p> <p>備品である放牧用電気牧柵について、会計規則に定められた手続を執らずに、部外に貸付けを行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>平成29年度と平成30年度分について、平成30年6月末までに貸付処理を完了した。今後は、個人の事務引継書とともに年度当初の処理業務一覧表を作成し、班員の相互確認を通じて業務の執行漏れを防ぐ。</p>
		<p>注意事項③</p> <p>劇物について、出納簿等に受払の記録がされておらず、施錠可能な専用保管庫ではないキャビネットに長期間にわたり保管されていた事例が認められた。</p> <p>措置状況③</p> <p>出納簿の記録が漏れていたため、発見時点から出納簿の受払を整理した。平成22年度以降、東部振興局では劇物の使用実績はない。事業内容の変化に伴い、今後も毒劇物を必要とすることはないと考えられるが、新規に購入する必要がある場合は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守し、厳正に管</p>

		理を行う。
大分県中部振興局	平成30年6月13日から 平成30年6月15日まで 平成30年7月10日	<p>注意事項</p> <p>再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、日額の算定を誤り過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>返納の範囲及び処理方法に関して人事課と協議の上、通勤費用弁償額の再認定を行い返納額（2,268円）を確定し、平成30年8月10日に調整した。今後は、今回の事例を事務引継書に盛り込み、定期券、回数券及び実費相当額を比較して最安価を認定するよう、後任者に確実に引き継ぐとともに、疑義が生じた場合は人事課に協議するなど、より一層的確な事務処理に努める。</p>
大分県南部振興局	平成30年5月23日から 平成30年5月25日まで 平成30年6月22日	<p>注意事項①</p> <p>労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>産業医に対して事情を説明し、可能な限り当該委員会に出席するよう要請するとともに、今後は文書による当該委員会の開催通知を行う。</p> <p>注意事項②</p> <p>野生鳥獣食肉等利活用推進事業について、補助対象経費に消費税等仕入控除税額が含まれているかの確認が十分に行われておらず、補助金の過大支給となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>事業実施主体に消費税等仕入控除額確定報告書を提出するよう指導した。現在、消費税額分の返還事務の途中である。</p> <p>今後は、事業実施主体が課税業者であるかどうかの事前確認及び補助金交付要綱による補助対象経費の説明を徹底するとともに、事業担当職員と経理担当職員による実績報告の相互チェックを充実させ、再発防</p>

		止に努める。
大分県西部振興局	平成30年5月30日から 平成30年6月1日まで 平成30年6月26日	<p>注意事項①</p> <p>行政財産の家屋貸付料について、調定が遅延したために要領に定める期日までに徴収していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>行政財産の目的外使用許可、貸付契約を行っているものについて、調定の遅延及び徴収漏れが発生することのないよう、事務手続の期限や注意事項等を記載した一覧表を作成し、班総括・主担当・副担当で共有することにより、相互で事務管理を行うこととした。</p> <p>また、人事異動により班総括・主担当・副担当が変更になる場合は、各自引継ぎを徹底するとともに新体制でも情報の共有を行うこととした。</p> <p>注意事項②</p> <p>時間外勤務手当について、週休日の振替指定日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>時間外勤務手当は平成30年7月6日に本人へ追給した。今後は振替日決定時に、班総括又は本人が情報共有できるスケジュール管理システムに振替日を入力することで、本人が振替日を認識するとともに班内でも情報を共有することとした。</p> <p>また、「振替日に関する時間外勤務の取扱いについて」という資料を作成し、各班総括に対し周知徹底した。</p>
大分県北部振興局	平成30年5月9日から 平成30年5月11日まで 平成30年6月8日	<p>注意事項①</p> <p>現金出納事務について、証紙売払収入等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>出納担当2名により、日々の現金の領収状況を確認し、規則どおり指定金融機関への払込みを実施しているかチェックする。</p> <p>更に、会計研修等を積極的に受講するこ</p>

		<p>とで、会計規則の内容をより詳細に理解し、知識を深めるとともに、職員相互のチェック体制を強化することで、再発防止に努めている。</p> <p>注意事項② 収入証紙について、証紙売払収入額が証紙受払簿の払出額より過小となっており、証紙受払簿上の残高と保管残高が一致しない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 証紙を紛失していたため、平成30年6月6日に事故報告書を提出した。再発防止のため、以下のとおり対応する。 ア 毎日の売払証紙について確実に補助簿及び受払台帳へ記載し、在庫証紙の枚数を帳簿と照合する。 イ 売払証紙等による収入現金の確認と現金出納簿への記載を毎日確実に実施する。 ウ 証紙を持ち出す場合は、紛失しないようファスナー付きのファイルに入れ、持ち出し枚数、払出し枚数、残枚数のチェックを実施する。</p>
(知事部局・土木建築部)		
豊後高田土木事務所	平成30年4月12日から 平成30年4月13日まで 平成30年5月11日	<p>注意事項 河川改良工事について、協議書により配置することを承諾した交通誘導警備員に係る経費を計上しておらず、積算額が過小となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況 発注者と請負業者の双方とも変更数量の確認が不十分であったことから、変更契約前に、変更数量を請負業者とともに確認し、相互で了解のもと変更契約を行うことを徹底した。</p>
佐伯土木事務所	平成30年4月25日から 平成30年4月26日まで 平成30年6月5日	<p>注意事項 労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>労働安全衛生委員会事務局及び参加職員に対し、管理規程及び運用の周知と再確認を行った。平成30年5月以降、産業医に対し開催通知を行うこととした。</p>
竹田土木事務所	平成30年5月21日から 平成30年5月22日まで 平成30年6月14日	<p>注意事項①</p> <p>役務提供契約について、年度末に発注した公用車のタイヤ交換及び修繕に係る手数料等を翌年度の予算で支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>会計実務研修の実施、発注伺の作成の徹底、複数職員による確認体制の整備により、支出年度を誤ることのない適切な事務処理を徹底した。</p> <p>注意事項②</p> <p>現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>歳計現金（証紙収入）と歳入歳出外現金（契約保証金）を別の現金出納表で管理していたため、合算の保管金額が3万円を超えていたことに気づかず、払込みが遅れたことから、歳計現金と歳入歳出外現金の出納表を統合し、適切な現金管理を徹底する。また領収日の当日または翌日の払込みを徹底するとともに、次長、班総括など複数の者で払込みの確認を行う。</p>
中津土木事務所	平成30年5月7日から 平成30年5月8日まで 平成30年6月1日	<p>注意事項</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>新規で行政財産の使用相談があり、減免を希望する場合は、事務処理期間を考慮し、余裕をもって申請手続を行うよう申請者に指導を行う。調定が遅延することのないよう、市町村振興課と迅速な協議を行う。市町村振興課では、使用日までに減免通知を</p>

		<p>出せるよう、庁舎管理所属からの相談を受けた際には、申請から通知までのおおよその処理日程を示す。</p>
宇佐土木事務所	<p>平成30年4月18日から 平成30年4月19日まで 平成30年6月1日</p>	<p>注意事項</p> <p>道路占用料について、算定を誤ったことから、過小又は過大に徴収していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>還付及び追加徴収の手続は、出納閉鎖までに完了した。再発防止のため、職場研修を行い適切な事務処理を周知徹底した。また、調定の際、担当および班総括が二重で確認するようチェック体制を強化した。</p>
(企業局)		
企業局	<p>平成30年6月5日から 平成30年6月7日まで 平成30年6月28日</p>	<p>注意事項①</p> <p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>交通事故防止については、局内経営会議等において、随時、局長から全所属長に対し、職員を指導するよう指示しているが、事故後、改めて交通法規の遵守と交通事故防止の全職員への徹底を指示した。</p> <p>また、企業局では、安全衛生委員会事業の一環として、毎年全職員を対象に交通安全講習会を開催しており、今年度も11月に交通安全講習会を開催して、安全運転意識の高揚、安全運転に関する知識の向上に努める。今後も引き続き、注意喚起及び安全運転を徹底するよう指導し、交通事故防止に努める</p> <p>注意事項②</p> <p>固定資産の減価償却計算等について、正確性を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>古い資産についてはいつから耐用年数が誤りとなったのか不明であるため、対象の資産については、一括して取得時から正しい耐用年数を適用し修正を行う。仮計算では金額が1,000万円以下であるため、雑損失として計上する。また、今後は施行規則の写しを添付することで勘定科目及び耐用年</p>

数の誤りが生じないよう再発防止に努める。

誤った勘定科目は適切な科目に修正する。また、今後は施行規則の写しを添付し、固定資産担当が決裁時に勘定科目の確認を徹底することで勘定科目及び耐用年数の誤りが生じないよう再発防止に努める。

今年度指摘の工業用水道会計と同様に、一括して取得時から正しい耐用年数を適用し修正を行う。仮計算では約5,000万円になるため、特別損失を計上する。